

最終処分場廃止までの手続き

1. はじめに

町田市最終処分場は現在、“受け入れ完了”と“埋立処分の終了”の間に位置づけられており、処分場を廃止するためには、東京都知事に「埋立処分終了届出書」、「廃止確認申請書」を提出する必要があります。（図 1 参照）ともに、“廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則”で規定されている手続きとなります。

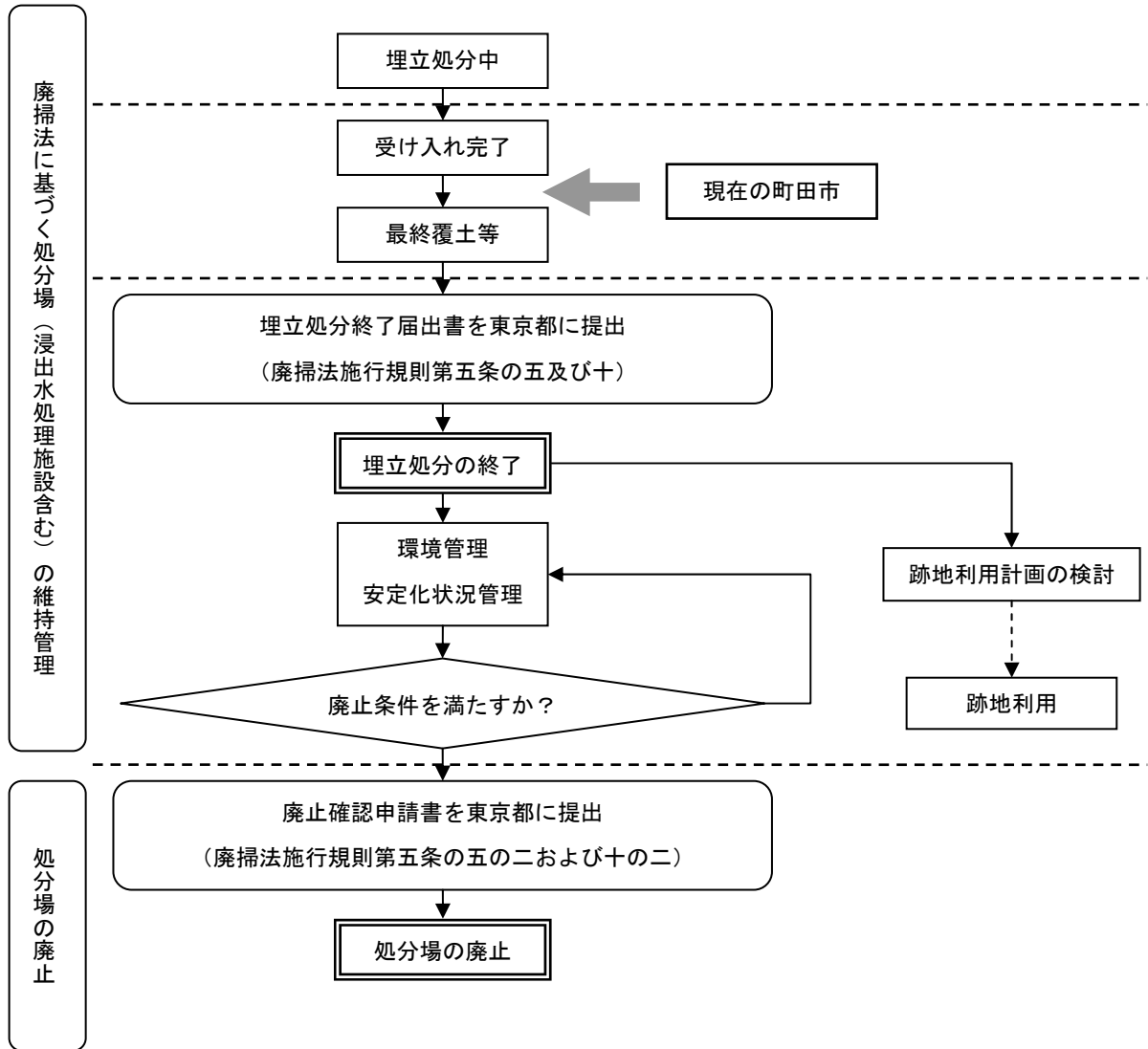


図 1 一般廃棄物最終処分場の廃止までの流れ

2. 最終処分場廃止に向けたスケジュール（案）

最終処分場の廃止に向けては、以下のようなスケジュールが考えられます。

表 1 廃止に向けたスケジュール

	池ノ辺	峠谷	旧埋立地
平成24年度(2012年)			
平成25年度(2013年)		最終覆土・雨水排水路 実施設計	埋立範囲調査 ボーリング・非破壊調査・組成分析
平成26年度(2014年)	最終覆土高さの見直し	最終覆土・雨水排水路 工事	対策工法検討
平成27年度(2015年)	埋立終了届け提出	埋立終了届け提出	対策工法施工
平成28年度(2016年)			
平成29年度(2017年)	廃止届け提出	廃止届け提出	
平成30年度(2018年)			
平成31年度(2019年)			
平成32年度(2020年)			対策終了？

※旧埋立地の安定化は、対策工を実施しない場合には何十年も必要となる。
掘削撤去の場合は1～2年程度、薬剤等による浄化対策の場合は2～5年程度
揚水・注水の場合は10年以上かかると推測される。

このスケジュールは、以下の事項を想定しています。

- ・ 池の辺と峠谷は、一括して届出を実施します。
- ・ 覆土工事等の完了後、埋立処分終了届出書の提出を行います。
- ・ 池の辺、峠谷は現状で廃止基準を満足していると想定されるため、最短の2年間で廃止確認申請書の提出が可能と想定しています。
- ・ 旧埋立地については、平成32年度末（2020年）を目標に安定化をはかります。

3. 今後の作業内容（予定）

(1) 峠谷

- ・ 平成 25 年度に最終覆土・雨水排水路実施設計を行います。
- ・ 平成 26 年度に最終覆土・雨水排水路工事を行い、併せて届出のための測量を行います。
- ・ 平成 27 年度に埋立処分終了届出書を提出します。
- ・ 廃止基準に合わせた測定を実施します。（※協議会で実施している項目は過不足あり）
- ・ 2 年間連続で廃止基準を満足できれば廃止が可能となります。
- ・ 平成 29 年度に廃止確認申請書を提出します。（※廃止基準を満足した場合）

(2) 池の辺

- ・ 平成 26 年度峠谷工事に併せて覆土高さの見直し、届出のための測量を行います。
- ・ 平成 27 年度に埋立処分終了届出書を提出します。
- ・ 廃止基準に合わせた測定を実施します。（※協議会で実施している項目は過不足あり）
- ・ 2 年間連続で廃止基準を満足できれば廃止が可能となります。
- ・ 平成 29 年度に廃止確認申請書を提出します。（※廃止基準を満足した場合）

(3) 旧埋立地

【確認事項】

旧埋立地は、廃掃法施行前に埋立処分を開始した処分場であり、廃掃法の適応外となります。ただし、旧埋立地の取り扱い方法に関しては、東京都と協議しながら確認を行う必要があります。（※現在、東京都と協議中）

- ・ 平成 25 年度に埋立範囲の調査を行います。
- ・ 平成 26 年度に対策工法検討を行います。
- ・ 平成 27 年度以降に対策工法を実施します。（掘削撤去が有力案？）

※ 旧埋立地対策工法によっては最終覆土などのスケジュールが遅れる場合があります。